

資料 5

【報告】 高度救命救急センターの指定に係る検討等 について

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課
令和 7 年 7 月 22 日

○ 令和7年6月4日、第1回プレホスピタルケア・二次・三次救急部会にて、次の事項について協議いただき、今後、該当地域の調整会議において協議・報告していくため、本推進会議に報告させていただく。

- 1 高度救命救急センターの指定に係る検討について
- 2 川崎地域における救急医療体制について

1 高度救命救急センターの指定に係る経緯

- 平成14年度に東海大学医学部付属病院、横浜市大附属総合医療センターを高度救命救急センターとして指定

※高度救命救急センター：特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の診療を担う

- 当時は指定にあたり国との協議が必要であり、原則都道府県に1か所（東京都、大阪府のみ2か所）までとなっていたことから、候補となる4大学病院（東海大学医学部付属病院、横浜市大附属総合医療センター、聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院）のうち、客観的な機能評価及び地域性を考慮し上記2病院を選定
- 現在、東京都が4か所、大阪府が3か所に増えていること、本県の救命救急センターが7から21に増えていることから、本県としても、高度救命救急センターの新規指定が必要ではないかと考えている。

1 高度救命救急センターの指定に係る検討について

【結果概要】

- 4 大学病院のうち、2 病院（聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院）を高度救命救急センターとして追加指定することについて意見を伺った。
- 指定にあたっては、客観的なデータや実績を示したほうがよいとのご意見があったが、概ね賛成のご意見だった。

【今後の対応】

川崎・相模原地域地域医療構想調整会議へ情報提供のうえ、指定に向けた手続きを進める。

2 川崎地域における救急医療体制について

【結果概要】

- 川崎北部地域の救急医療の需要や高度救命救急センター新規指定の動き等を踏まえ、川崎市とともに川崎地域の救急医療提供体制について検討を進めることについて意見を伺った。
- 部会では、
 - ・重症者（3次救急）が極端に増えるわけではなく、増えるのは高齢者の中等症患者（2次救急）である。
 - ・川崎の実情をよく把握した上で、議論を進めてほしい。
 - ・救急医療は（拠点となる病院が）一旦患者を受け入れて、地域へ再分配するのが趨勢。救命救急センターの役割が以前とは変わってきているといった意見があり、データを整理して引き続き検討することとなった。

【今後の対応】

データ等整理のうえ、今後、川崎地域地域医療構想調整会議において意見を伺う。

説明は以上です。